

(案)

令和 7 年 月 日

白岡市長 藤井 栄一郎 様

白岡市都市計画税制審議会
会長 坂巻 仁志

都市計画税のあり方について（答申）

令和 7 年 8 月 18 日付け企第 189 号で諮問のあったことについては、下記のとおりです。

記

目的税となる都市計画税の充当割合がどの程度が妥当かについて、国や県から示される基準はないが、安定的かつ継続的な都市基盤整備を推進するために、都市計画事業等の主な財源が都市計画税となるような税率とすること。

また、都市計画事業等の状況により、適切に税率の見直しを行っていくこと。